

日本大学法学部 障がい等にかかる特別配慮願について(ご案内)

障がい学生支援では、障がいや疾患を持つ学生に対して、快適な学生生活が送れるよう合理的配慮の範囲内において、可能な限り様々な支援を行っています。

合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があり、他の学生との均衡を著しく失うと判断される場合には要望通りにならない事もあります。

障がい学生支援からの支援は、単位取得を約束するものではありません。教育内容が軽減されるような支援は行いません。支援を受けるにあたっては事前に保護者の方へもご相談ください。

配慮の内容は、障がいや疾患のある学生との話し合いを通じて、学生課・教務課・教職員等が連携してまいりますので、随時お気軽にご相談ください。

【支援の流れ】

1 相談の申込み

特別配慮願をご記入ください(極力、申請者ご自身でご記入ください)。難しいようであればご家族と一緒に作成していただいても構いませんが、ご家族ではなく申請者本人の希望をご記入ください。不明な点はお気軽にご相談ください。

2 書類の提出

記入した「特別配慮願」を学生課(学生支援コーディネーター宛)に提出してください。その際に添付書類として「医師の診断書(※1)」「障がい者手帳(あれば)の写し」が必要となります。

3 面談(※2)

学生支援コーディネーターが面談を行い、本人の意向や困っていること等を質問し、必要な支援・配慮について話し合います。

4 支援・配慮の検討

面談結果や提出していただいた特別配慮願を踏まえ、学生課・教務課・カウンセラー・その他関連部署等との連携を図りながら、具体的な支援・配慮の内容を決定します。

5 支援・配慮の開始

授業の支援の場合、障がい学生委員会にて承認された支援・配慮の内容を各授業担当教員へ依頼し、学生本人も教員へ文書を持参(※3)し内容について確認してもらいます。

6 フォローアップ

支援・配慮の開始後、定期的に面談を行い、本人の意見や経過を聞きながら支援状況の確認、不都合があれば適宜見直しを行ってまいります。

※1 医師の診断書は意見書も兼ねております。学生の現状を鑑みて、支援の必要な理由と具体的にどのような支援を要するののかの見解をご担当医の方よりいただいでください。

※2 対面が難しい場合は、電話やメールにて質問させていただきます。

※3 一人で持参するのが不安であれば一緒に立ち会いますのでご安心ください。

★ 特別配慮願を提出してから支援・配慮の決定までに 一ヵ月ほどかかる場合があります。お早めにご相談ください。

問い合わせ窓口 学生課 学生支援窓口(学生支援コーディネーター)
電話 03-5275-8505
メール gakusei.law@nihon-u.ac.jp